

諸手当算出の基礎及び支給方法早見表

種 別	根 拠 条 例 等	算 出 の 基 礎								支 給 方 法				特 定 管 理 職 員 (管理職手当 受給職員)	等 短 年 定 時 間 前 再 任 用 勤 務 職 員	備 考
		給 料 月 額	給 料 の 調 整 額	管 理 職 手 当	扶 養 手 当	地 域 手 当	教 職 調 整 額	管 理 監 督 職 勤 務 年 齢 上 限 調 整 額	別 に 定 め る	給 料 に 準 ず る	次 の 支 給 に 支 給 目 的	別 に 定 め る				
管 理 職 手 当	給 与 条 例 第 9 条 規 則 7—18	×	×	/	×	×	×	×	○	○	×	×	○	○		
初 任 給 調 整 手 当	給 与 条 例 第 9 条 の 2 規 則 7—41	×	×	×	×	×	×	×	○	○	×	×	○	×		
扶 養 手 当	給 与 条 例 第 10 条、第 11 条 規 則 7—0 第 6 条 規 則 7—99	×	×	×	/	×	×	×	○	○	×	○	○	×		
地 域 手 当	給 与 条 例 第 11 条 の 2 ～ 第 11 条 の 5 規 則 7—53	○	○	○	○	/	○	○	×	○	×	×	○	△	定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 等 の 場 合、異 動 保 障 等 を 除 く。	
住 居 手 当	給 与 条 例 第 11 条 の 6 規 則 7—0 第 7 条 規 則 7—61	×	×	×	×	×	×	×	○	○	×	○	○	×		
通 勤 手 当	給 与 条 例 第 11 条 の 7 規 則 7—38	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	○	○	○		
単 身 赴 任 手 当	給 与 条 例 第 11 条 の 8 規 則 7—0 第 7 条 規 則 7—106	×	×	×	×	×	×	×	○	○	×	○	○	○		
特 地 勤 務 手 当 等	給 与 条 例 第 12 条 の 2 給 与 条 例 第 12 条 の 3 規 則 7—62	○	○	×	○	×	○	○	×	○	×	×	○	×		
へ き 地 手 当 等	給 与 条 例 第 21 条 の 4 給 与 条 例 第 21 条 の 5 規 則 7—39	○	○	×	○	×	○	○	×	○	×	×	○	×		
時 間 外 勤 務 手 当 (注)	給 与 条 例 第 14 条、第 17 条 規 則 7—0 第 8 条 平 成 22 年 通 知 第 367 号	○	○	○	×	△	○	○	×	×	○	×	×	○	こ れ ら の 算 出 の 基 礎 に お け る 地 域 手 当 は、給 料 及 び 管 理 職 手 当 の 月 額 の 合 計 額 に 対 す る も の と す る。	
休 日 勤 務 手 当 (注)	給 与 条 例 第 15 条、第 17 条 規 則 7—0 第 8 条 規 則 7—70	○	○	○	×	△	○	○	×	×	○	×	×	○		
夜 間 勤 務 手 当 (注)	給 与 条 例 第 16 条、第 17 条 規 則 7—0 第 8 条	○	○	○	×	△	○	○	×	×	○	×	×	○		
宿 日 直 手 当	給 与 条 例 第 18 条 規 則 7—17	×	×	×	×	×	×	×	○	×	○	×	○	○		
管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	給 与 条 例 第 18 条 の 2 規 則 7—109	×	×	×	×	×	×	×	○	×	○	×	○	○		
期 末 手 当	給 与 条 例 第 19 条 規 則 7—14	○	○	(加 算 額)	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○		
勤 勉 手 当	給 与 条 例 第 20 条 規 則 7—15	○	○	(加 算 額)	×	○	○	○	×	×	×	○	○	○		
寒 冷 地 手 当	給 与 条 例 第 21 条 規 則 7—1	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	○	○	×		
義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当	給 与 条 例 第 21 条 の 2 規 則 7—78	×	×	×	×	×	×	×	○	○	×	×	○	○		
産 業 教 育 手 当	給 与 条 例 第 21 条 の 3 規 則 7—36	○	×	×	×	×	○	○	×	○	×	×	△	○	特 定 管 理 職 員 の う ち、校 長 を 除 く。	
定 時 制 通 信 教 育 手 当	給 与 条 例 第 21 条 の 6 規 則 7—40	○	×	×	×	×	○	○	×	○	×	×	○	○		
農 林 漁 業 普 及 指 導 手 当	給 与 条 例 第 21 条 の 7 規 則 7—44	○	×	×	×	×	×	○	×	○	×	×	○	○		
特 殊 勤 務 手 当	給 与 条 例 第 12 条 規 則 7—2	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×	○	○		
給 料 の 調 整 額	給 与 条 例 第 8 条 規 則 7—16	×	×	×	×	×	×	×	○	○	×	×	○	○		
教 職 調 整 額	給 与 条 例 給 料 表 備 考 規 則 7—65	○	/	×	×	×	×	○	○	○	×	×	○	○		

(注) 時間外勤務手当等の算出の基礎には、表のほか、初任給調整手当、給料の月額に対する特地勤務手当等・へき地勤務手当等、寒冷地手当、義務教育等教員特別手当、産業教育手当、定時制通信教育手当及び農林漁業普及指導手当が含まれる。